

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項

1. 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

1-1. 海岸の現況

(1) 自然特性の概要

- 気象・海象：
 - 年平均気温・年間降水量は、それぞれ約16℃、約1,500～2,500mmで南部にいくほど降水量は多くなっている。沿岸海域における夏期と冬期の水温差は、約15℃である。
 - 海象はやや外洋性をおびているが、夏期の季節風及び台風の影響以外に大きな波を受けることは少ない。南部は太平洋からのうねりが襲来し、うねりと風波が混在する特性を持つ。黒潮の影響はあまり受けない。

- 地形・地質：
 - 吉野川、那賀川のデルタ地帯として形成された、沖積層からなる徳島平野が大きく開けている。
 - 沿岸一帯は、大小さまざまな島や岩礁などが存在する沈降海岸であり、橘湾付近は沈降型の多島海、小松島市和田島は砂嘴（さし）地形を示している。
 - 海底地形は、徳島平野の裾が遠く海面下までおよび、泥質の底質を形成し、天然礁の分布は少ない。

- 生物相・水質：
 - 沿岸部に住宅地や水田が広がっているため、森林植生はあまりみられない。阿南市橘湾沿岸部にクロマツ植林が分布している。
 - 沿岸部における特定植物群落では、伊島の暖地性植物群落、飛島のイブキ群落、「籠の塩生」植物群落、弁天島熱帯性植物群落、海正八幡の暖地性植物群落及び金磯のアコウ自生地がある。
 - 沿岸部における自然保護上貴重な動物種としては、吉野川河口域、勝浦川河口域及び那賀川河口域などにおいてシオマネキやハクセンシオマネキの生息が確認されている。また、阿南市の蒲生田岬においてアカウミガメの産卵が確認されている。
 - 吉野川河口一帯では、多くの甲殻類、昆虫類及び貝類が確認されている。吉野川河口に分布しているハマグリは水産庁による希少種として取り扱われている。
 - 沿岸域に多種類の藻場が分布しているが、埋立てや「磯焼け」※により消滅・減少している。また、吉野川、那賀川の河口付近には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。
 - CODは、工場・事業所等が多い沿岸部周辺でやや測定値が高くなっているが、環境基準は達成している。また、海水浴場としての透明度も良好である。

※「磯焼け」とは、浅海の岩礁・転石域において、海藻の群落（藻場）が季節的に消長や多少の経年変化の範囲を越えて著しく衰退または消失して貧植生状態となる現象（水産庁）

- **自然公園・保護区:**
 - 沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されて、沿岸部の多くは第2種特別地域に指定されている。
 - 鳥獣保護区は徳島市や阿南市の一部に、また、鳥獣保護区特別保護地区が阿南市伊島の一部に指定されている。その他はほとんど特定猟具使用禁止区域（銃器）となっている。
 - 保安林は、阿南市にある程度のまとまった指定があるが、平野が開けていることもあり全体的には少ない。

- **海岸景観・文化財:**
 - 本県の海岸は、北部が瀬戸内海国立公園、南部が室戸阿南国定公園に指定され、総延長約400キロメートルで、大部分は太平洋に面している。
 - 海岸の景観は、蒲生田岬を境として、北部は砂浜海岸で、南部は直接海に迫る海岸が多く、著しい対照をなしている。
 - 鳴門海峡は、世界の三大潮流のひとつに数えられ、大潮のころには、潮の流れが時速20 km/h以上にもなり、直径30mに達する渦潮が見られ、県下を代表する景観となっている。
 - 阿南市の橘湾一帯は、日本三景の「松島」にも比される多島海による美しい景観を形成している。北ノ脇など松林を背景とした風光明媚な砂浜海岸ある。
 - 文化財としては、鳴門市の名勝地（鳴門）の他、弁天島熱帯性植物群落や阿南市蒲生田のアカウミガメの産卵地が天然記念物に指定されている。



沿岸を代表する景観である
鳴門海峡のうず潮



アカウミガメの産卵地
となっている蒲生田海岸

自然環境特性の整理



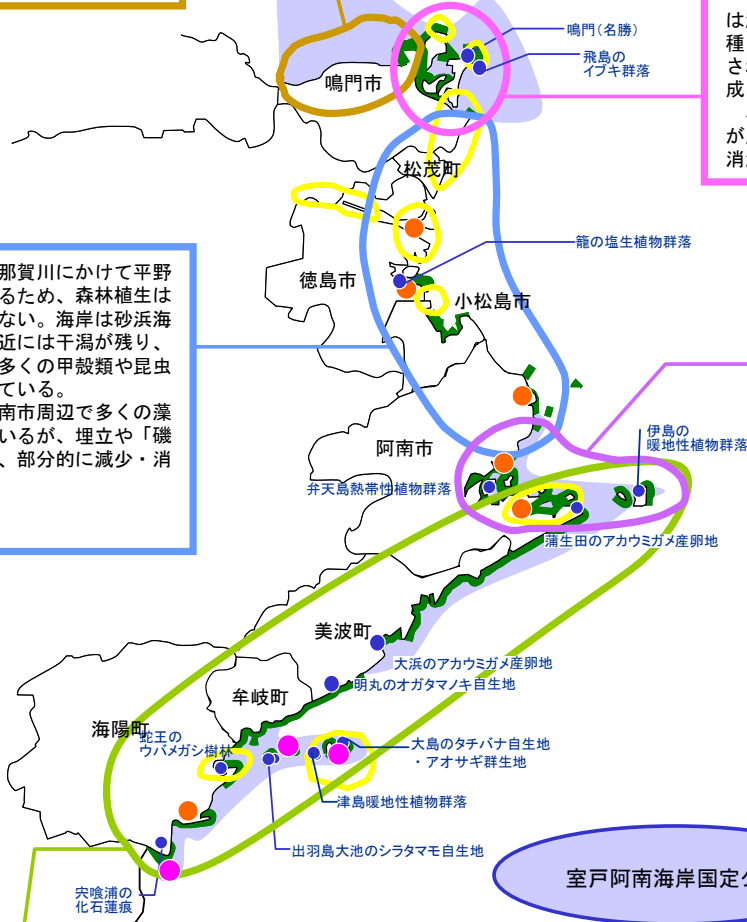
山が海まで迫る海岸地形で、沿岸部の植生はウバメガシ-アカマツ群落为主体である。
 全域が瀬戸内海国立公園（普通地域）に指定されている。

瀬戸内海国立公園

ウチノ海を取り囲む一帯は瀬戸内海国立公園（第2種・第3種特別地域）に指定され、海峡独特の景観を形成している。
 小鳴門海峡を中心に藻場が広がっているが、減少・消滅箇所もみられる。

吉野川から那賀川にかけて平野が広がっているため、森林植生はあまり見られない。海岸は砂浜海岸で、河口付近には干潟が残り、干潟を中心に多くの甲殻類や昆虫類が確認されている。
 徳島市や阿南市周辺で多くの藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により、部分的に減少・消滅している。

橋湾、椿泊湾の一帯で、多島海特有の地形を形成している。沿岸部の植生はタブノキ-ヤブニッケイ二次林やウバメガシ二次林が主体で、海域には藻場が広がっているが、埋立や「磯焼け」により部分的に減少・消滅している。また、椿泊の干潟では多くの甲殻類が確認されている。
 室戸阿南海岸国定公園に指定され、多島海特有の景観を形成している。また、蒲生田岬のアカウミガメの産卵地や伊島の暖地性植物群落など貴重な自然環境が見られる。

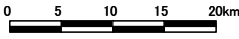


室戸阿南海岸国定公園

太平洋に面して黒潮の影響を大きく受ける地域で、隆起型の岩石海岸が続く。沿岸部の植生は、トベラ-ウバメガシ群落やウバメガシ二次林などが主体である。沿岸のほぼ全域で藻場が広がるとともに、南部の島部でサンゴが確認されている。
 ほとんどの地域が室戸阿南海岸国定公園に指定され、岩石海岸や多島海特有の景観を形成している。また、アカウミガメの産卵地やシラタマモの自生地など貴重な動植物が多くみられる。

凡例

- 主な天然記念物等
- 干潟
- サンゴ
- 藻場
- 自然公園
- 生物の群集地(魚類、甲殻類、昆虫類等)



(2) 社会特性の概要

- 土地利用** : ○吉野川や那賀川によって形成された平野が広がり、県下で最も人口が集中している地域である。
 及び人口分布 ○徳島市の人口は 26 万人を超え、県下で最も人口の集中した市街地を有する。また、鳴門市から阿南市にかけての海岸線の都市には約 45 万人が住み、県内人口の約 6 割に及ぶ。
 ○徳島市の市街地周辺や南部にかけて農地の利用が多い。また、小松島市及び阿南市は海岸沿いに工場などが立地している。

- 交 通** : ○道路網は、徳島市を中心に充実している。また、四国横断自動車道（鳴門ジャンクションー阿南）が事業中となっており、当該路線が整備されると徳島県南部への交通アクセスも容易になる。
 ○鉄道は、主要都市を連絡しており、鉄道利便性も高い。
 ○海路は、徳島市と東京・和歌山・北九州を連絡する広域的な航路があるとともに、阿南市答島から伊島への連絡船が運行されている。
 ○空路は、当沿岸北部の松茂町に徳島阿波おどり空港があり、東京・福岡への 2 空路がある。

- 産 業** : ○当沿岸は都市的地域が多く、特に徳島市では第 1 次産業の比率が 3.7%と低く、第 3 次産業の割合が 72.1%と高くなっており、都市型の構造をしている。
 ○阿南市では、周辺と比べても第 2 次産業の割合が高くなっている。



沿岸沿いに立地する工場や倉庫



今切港海岸の背後に広がる農地

社会環境特性の整理



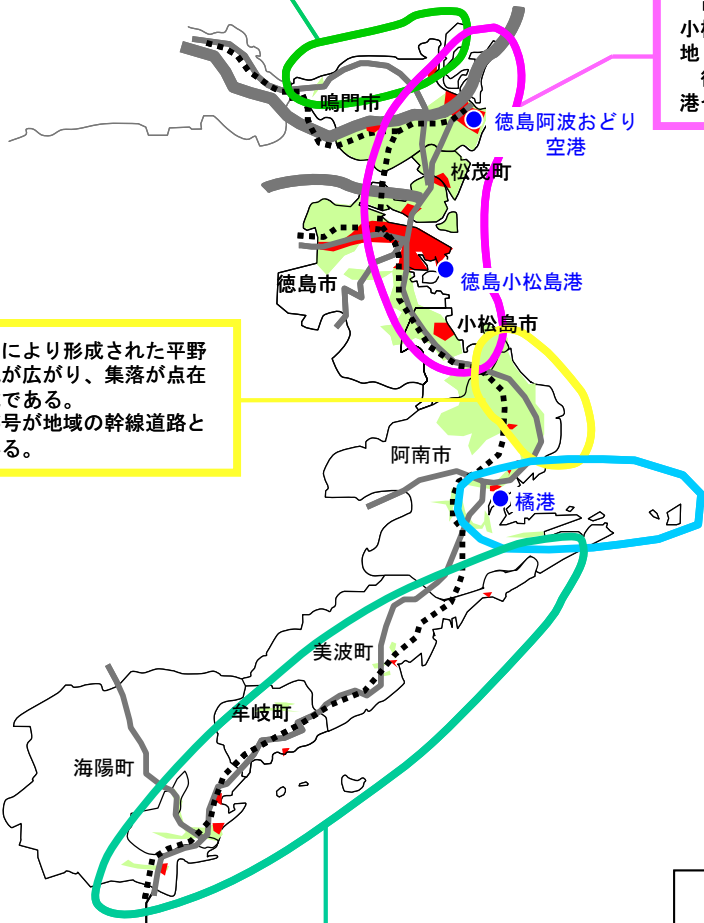
山地が海岸まで迫り、谷あい部に漁村集落が点在している地域である。沿岸部には、香川県と県都徳島市を結ぶ国道11号が走っている。

吉野川により形成された平野部に市街化が進み、県下で最も人口が集中する地域である。市街地の周辺部では農地が広がり、小松島市の沿岸沿いには工場などが立地している。徳島市を中心に交通網が充実し、空港や港湾などの拠点が位置する。

那賀川により形成された平野部に農地が広がり、集落が点在する地域である。国道55号が地域の幹線道路となっている。

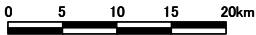
沿岸沿いに漁村集落や工業地帯が形成されている地域である。国道55号が地域の幹線道路となっているが、橘港より南の半島地域では、山地が海に迫り国道からのアクセスも悪く、漁村が点在している状況である。

沿岸沿いの谷部に集落が点在する地域で、人口減少と高齢化が著しく進行している。漁業や農業を中心とした第1次産業の割合が高い山間農業地域である。国道55号が、地域の幹線道路となっているが、美波町の沿岸部は、アクセス道となる主要地方道が非常に狭隘である。



凡 例

- 主な市街地、住宅地利用
- 主な農地利用
- 高速道路
- 及び本四連絡道路
- 一般国道
- ⋯⋯ 鉄道



(3) 海岸特性の概要

- **海岸災害：**
 - 第二室戸台風（昭和 36 年）等の風水害による被害は最も顕著であり広い範囲で浸水被害を受けている。近年では、昭和 62 年から平成 6 年にかけての台風による被害があり、離岸堤や突堤の復旧事業を行っている。
 - 徳島県全体での南海トラフ巨大地震の津波による人的被害は、最大 26,900 人に及ぶことが想定されている。
 - 当沿岸における南海トラフ巨大地震の津波到達時間（海面変動 20 cm）は、最も短い箇所である阿南市伊島一前島橋の 12 分である。最大波の津波水位 (T.P.) は最も高い箇所である阿南市福井川河口の 8.2m となっている。
 - 当沿岸部の地質は主に砂礫による沖積層であり、南海トラフの巨大地震等により、沿岸部の広範囲で液状化による被害が発生することが想定される。

- **海岸侵食：**
 - 今津坂野海岸においては過去大規模な海岸侵食を受けており、現在、大規模突堤による侵食対策事業を実施している。
 - 吉野川や那賀川が、主な土砂の供給源となっている。

- **対象外力：**
 - 対象外力は、沿岸のほぼ全域で台風に伴う高潮や波浪となるが、橘湾や椿泊湾では、津波が対象外力となる。



坂野地区海岸



橘湾

海岸特性の整理



瀬戸内海の風波が対象外力となる地域で、風水害の危険性は低いと想定される。
西部の海岸で海岸侵食の被害を受けており、侵食対策を進めてきた。

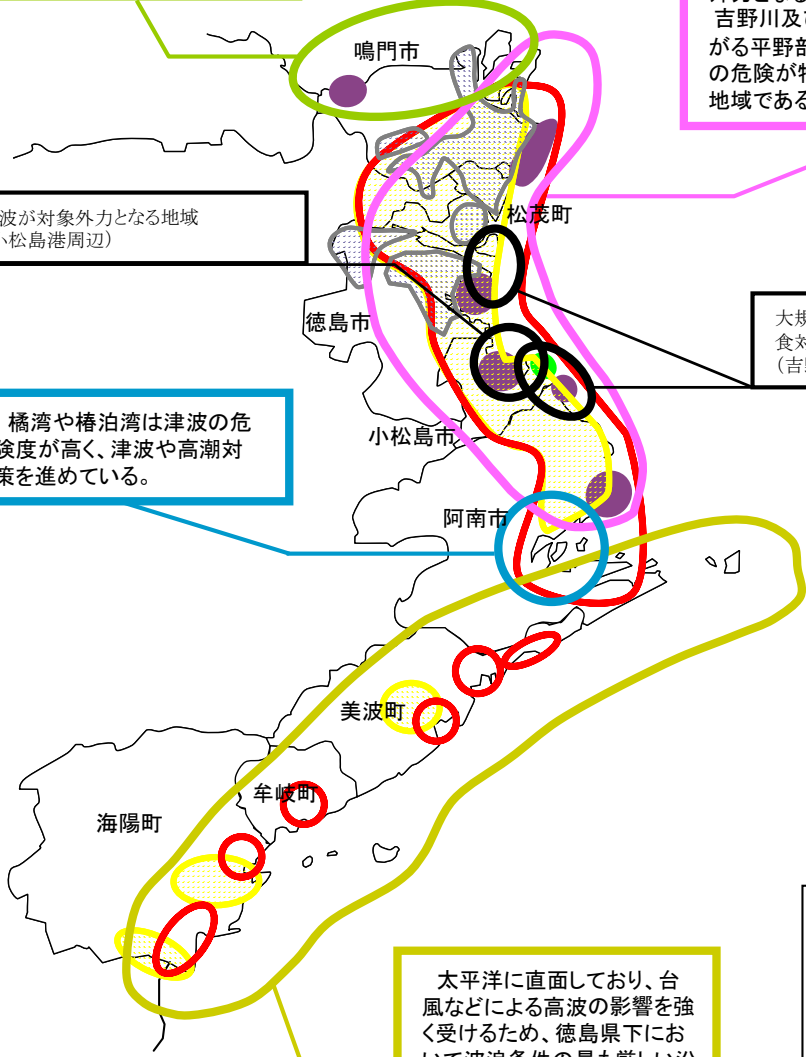
台風に伴う高潮や波浪が対象外力となる地域である。
吉野川及び那賀川の河口に広がる平野部は地震による液状化の危険が特に高いと想定される地域である。

風波が対象外力となる地域
(小松島港周辺)

大規模な侵食を受けており、侵食対策を実施している。
(吉野川・那賀川河口)

橋湾や椿泊湾は津波の危険度が高く、津波や高潮対策を進めている。

太平洋に直面しており、台風などによる高波の影響を強く受けるため、徳島県下において波浪条件の最も厳しい沿岸である。
津波の危険度が高く、津波や高潮対策が進められている。



凡 例

- 第2室戸台風における浸水被害地域
- 主な海岸侵食地域
- 津波による危険性が高いと想定される地域
- 液状化による危険性想定

(4) 利用特性の概要

- **漁業利用の状況** : ○代表的な漁業は、小型底びき網、バッチ網、刺網、延縄、一本釣、定置網及び採貝等であり、日本有数の漁獲量を誇り、県がブランド品目として育成しているハモやシラス(ちりめん)をはじめ、アジ、タチウオ、エビ等を漁獲している。また、河口付近を中心にノリ養殖が盛んで、浅海面でのワカメ養殖、湾入部でのハマチ養殖なども行われている。
- **観光レクリエーション利用** : ○海水浴場やキャンプ場は、ともに吉野川より北部と阿南市に集中している。サーフポイントは小松海岸、見能林海岸及び月見ヶ丘海岸などを中心とする地域と、那賀川付近に集中している。釣り場ポイントは徳島市南部から小松島市にかけて集中しており、磯釣り場は阿南市付近に多く存在する。
○レクリエーション施設や公園などが広く分布しており、中林漁港海岸の観光地引き網のような海に関するイベントも行われ、多くの観光客が訪れている。
- **港湾施設の利用** : ○徳島小松島港や橘港の 2 つの重要港湾と撫養港、粟津港、今切港、中島港及び富岡港の 5 つの地方港湾を有する。2 つの重要港湾で県内シェア約 8 割の海上貨物取扱量を扱っている。
- **主要地域計画及び土地利用希望** : ○地域計画としては、鳴門市から小松島市にかけての徳島東部都市計画道路、小松島本港地区活性化計画及び徳島市周辺での水辺の環境整備事業があるほか、港湾整備事業も行われている。
○土地利用希望としては、南部の沿岸に観光・レクリエーション拠点の整備が望まれている箇所が集中している。



レクリエーション拠点
となっている岡崎海釣り公園



重要港湾となっている橘港

利用特性の整理



漁港が連なる地域である。ウチノ海を中心に浅海養殖漁場としての開発が進んでいる。
海を活用したレクリエーションは、地理条件などから不利な地域である。

海水浴など海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
県下を代表する観光資源である鳴門海峡が位置する。

海水浴や海でのイベントなど海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

漁業は沿岸漁業が中心で、河口付近ではノリ養殖が盛んに行われている。
港湾機能が充実しており、県シェアの8割以上を占める。

徳島小松島港
取り扱い貨物量の県シェア69%

橘港
取り扱い貨物量の県シェア13%

磯釣り場が多く存在する地域

海を活用したレクリエーションが盛んな地域である。
(観光・レクリエーション拠点の整備要望大)

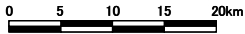
漁業は沿岸から沖合まで幅広い漁業を行っているが、漁港の数は少ない。
レクリエーションとしては、サーフポイントやダイビングスポットが集中しており、海水浴場や釣り場も多い。

凡例

- 海水浴場
- ▲ キャンプ場
- サーフポイント
- ダイビングスポット
- 重要港湾
- 地方港湾
- 漁港

主要地域計画及び土地利用希望

- (観光・レクリエーション)
- (その他)



(5) 住民意識の概要

- 全般：
 - 海辺の将来については、小松島市や阿南市を中心に利用面の充実が求められている。
 - 海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討などの意見が挙げられている。
- 防護：
 - 防護の考え方としては、防護施設よりも危険なところには住まないという危険回避の傾向にある。
 - 津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。対策の方向性としては、東日本大震災の教訓から逃げる対策と液状化対策の重要性が挙げられている。
 - 整備の手段としては「沖合い防護」が52%と過半数を占める。
- 環境：
 - 景観、生物生息環境及びゴミ・水質など悪くなったと感じる人が過半数を超える。
 - 守ってほしい動植物としては、「松林」の割合が高く、守ってほしい景勝地としては、「渦潮」・「鳴門海峡」が挙げられる。
 - 自然を守る意識は積極的で、鳴門市では海岸美化等モラルの向上などソフト面での意見が多い。
 - 海岸保全の取り組みとして、漂着ゴミ等の清掃活動を広げる工夫、砂浜や松林の保全、希少な動植物の保全、美しい景観の保全・回復などの意見が挙げられている。
- 利用：
 - 現状では、「散歩」・「海水浴」には良いが、「遊び」には利用しにくい状況にあると感じる人が多い。
 - 海辺の施設要望としては、「魚釣り」・「道路」・「水族館」の順に挙げられている。レクリエーション希望としては、「散歩」・「潮干狩り」・「海水浴」の順で多い。
 - 整備の方向性としては、自然配慮による整備の割合が高い。要望としては、観光客に対する情報提供、トイレ・ベンチ・駐車場など便利施設の充実が挙げられている。



松林を背景とした中林漁港海岸



今切港海岸の緩傾斜護岸

住民意向の整理



景観に配慮した上での防護施設整備の要望が高い地域である。

モラルの向上など、ソフト的な環境配慮の要望が高い地域である。

景観への配慮と利用面の要望が高い地域である。

利用面の要望が高い地域である。

避難体制の充実を含め、防災面の要望が高い地域である。

環境面への要望が高い地域である。

0 5 10 15 20km

【共通】

- ・海岸整備事業の実施にあたっては、住民説明会の実施や幅広い視点から検討、自然環境への配慮が求められている。
- ・津波に対する危機意識の高まりがうかがえる。

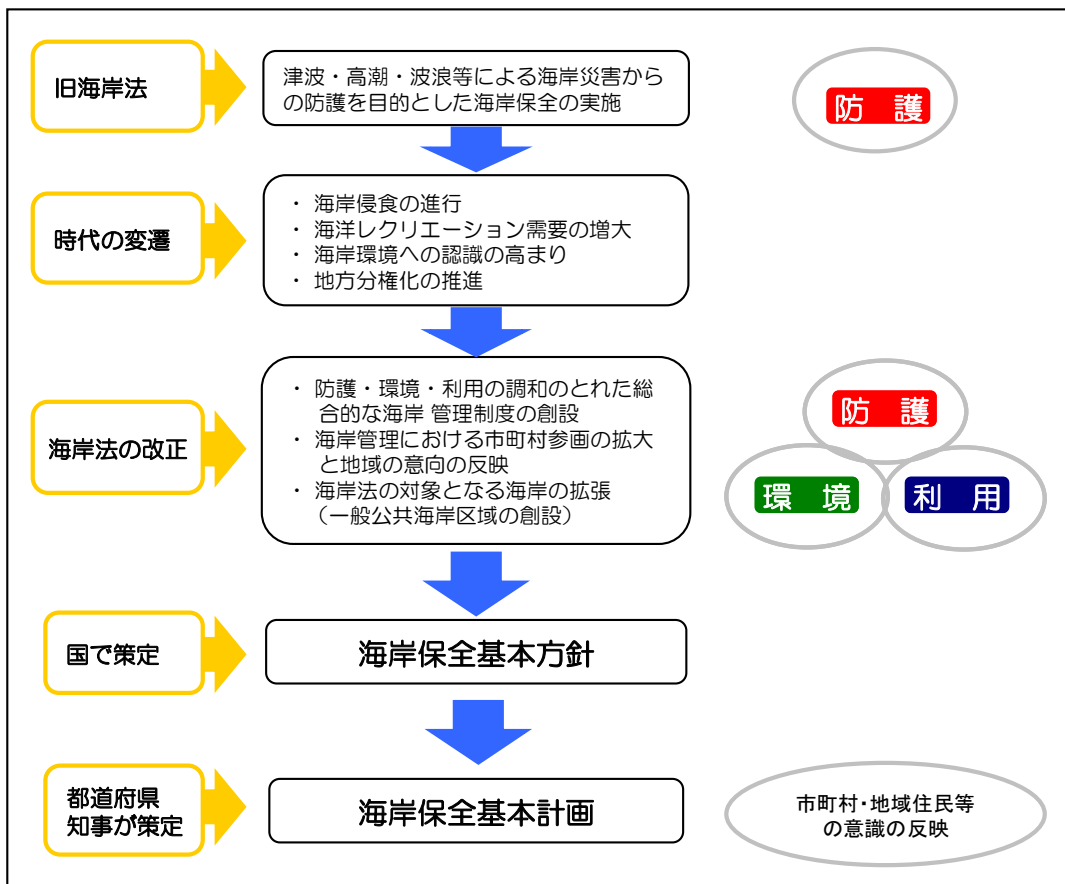
1-2. 海岸事業の経緯

海岸保全施設の整備は、昭和 30 年頃まで災害復旧事業のみに依存してきたが、昭和 31 年の海岸法制定後、昭和 35 年のチリ津波や昭和 36 年の第二室戸台風による被害を契機に、高潮対策・侵食対策等を目的とした事業により、堤防や護岸の新改築を行ってきた。

その後、河川からの供給土砂の減少や防波堤による沿岸漂砂の阻止などによる汀線の後退が進み、背後地の安全度が低くなったため、昭和 40 年代頃から突堤や離岸堤等の整備を主体とした海岸保全を進めてきた。

近年の海岸環境への意識の高まりや海洋レクリエーション需要の増大など、海岸への多様なニーズに対応するため、平成 11 年に海岸法の一部改正が行われ、従来の「防護」目的に、「環境」と「利用」の 2 つが追加された。

徳島県では、平成 9 年 3 月に「徳島県沿岸域保全利用指針」を策定するとともに、平成 15 年 12 月には、「讃岐阿波沿岸」「紀伊水道西沿岸」「海部灘沿岸」の海岸保全基本計画を策定し、防護・環境・利用の調和のとれた海岸保全に努めてきた。



1-3. 現況課題

(1) 防護面での課題

浸水、海岸侵食及び地震による液状化の危険性が高い沿岸である。背後には県の中心都市が形成されており、昭和南海地震での地盤沈下や第二室戸台風での広範囲な浸水被害から、特に高潮や波浪、津波に対する警戒が必要である。

また、海岸侵食を受けた砂浜が多く、侵食対策、貴重な砂浜の保護・保全及び養浜等による砂浜の再生が必要である。

東日本大震災を契機として、南海トラフの地震・津波に対する海岸保全の方向性や整備内容の位置付けが必要である。

既存施設の経年劣化や疲労による機能の低下を防ぐ必要がある。

(2) 環境面での課題

沿岸北部の大毛島一帯は瀬戸内海国立公園に、南部の阿南市沿岸部は室戸阿南海岸国定公園に指定されている他、伊島の暖地性植物群落などの特定植物群落やアカウミガメの産卵場所（阿南市の蒲生田岬）が存在しており、こうした自然環境及び貴重な動植物の保護・保全に配慮する必要がある。

吉野川や那賀川の河口付近や橘湾周辺には干潟が残り、貴重な動植物の生息地となっている。しかし、近年、沿岸部の開発等による干潟、藻場及びヨシ群落の減少・消滅がみられ、これらの維持・再生に配慮する必要がある。

水質については、環境基準を達成しているものの、市街地や県の産業の中心地を背後に控えるため、沿岸海域の水質悪化には十分な配慮が必要である。

(3) 利用面等での課題

県の中心都市が背後に控えているため、背後地との一体性に配慮する必要がある。また、港湾や漁港を中心とした産業振興や市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用も必要である。

海水浴場を中心とした観光レクリエーション施設の充実とともに、利便性を高めるためのアクセス道路や海岸へのアプローチの改善が必要である。

2. 海岸の防護に関する事項

< 防護面での基本方針 >

- 背後に県の中心都市が形成される海岸では、台風に伴う高潮や波浪に対する安全性の向上に努める。
- 侵食が進んでいる海岸では、砂浜の保全・回復に努める。
また、河川の上流から海岸までの総合的な土砂管理に向け、海岸管理者と河川、ダム又は砂防施設の管理者との連携を図る。
- 地震・津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 海岸保全施設の整備にあたっては、一面的な防護の機能だけではなく、自然環境の保全や海岸利用にも配慮しながら安全性の強化を図る。
- 海岸保全施設については、老朽化対策を行うとともに、予防保全の考え方に基づく適切な維持管理に努める。
- 水門、陸閘等の効果的な管理運用体制の確保に努めるとともに、津波等の発生時に水門、陸閘等の開口部を迅速に閉鎖させるため、統廃合や常時閉鎖、自動化・遠隔操作化を推進する。
- 津波や高潮に対する水防体制を強化するため、水防法に基づく「水防警報海岸」への指定に向け、その必要性を含め検討を進める。
- 海面上昇や台風の巨大化など気候変動に伴う外力の変化に対しては、最新の知見を踏まえた指針等の改定を注視し、必要に応じて検討する。

< 海岸防護の目標 >

◆防護すべき地域◆

防護すべき地域の設定は、以下の事項を基本とする。

- ・次項に掲げる防護水準に対し、海岸背後の家屋・土地等に被害が発生すると想定された地域。
- ・高潮や波浪に対しては、設定した潮位・波浪が発生した場合の浸水区域。
- ・侵食に対しては、現在と同様の速度で侵食が進むと予想された地域または現時点で、海浜を復元する必要が認められた地域。
- ・津波に対しては、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき徳島県が指定した「津波災害警戒区域（イエローゾーン）」。
【平成 26 年 3 月 11 日指定】

◆防護水準◆

(1) 高潮・波浪

- ・過去に発生した高潮の記録に基づく既往最高潮位に、適切に推算した波浪の影響を加えた想定外力に対し、防護することを目標とする。
- ・地域住民の参画により環境や利便性等を考慮し、必要に応じて面的防護を採用する。

(2) 侵食

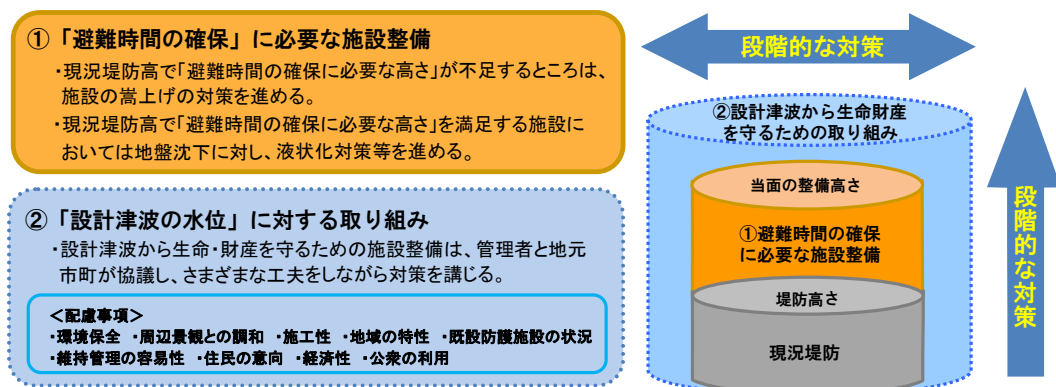
- ・侵食の進行している海岸では、現状の汀線を保全・維持することを基本とする。
- ・背後地に影響が生じる可能性が高い場合、必要に応じて面的防護施設等により汀線の回復を図る。

<高潮・波浪、侵食に対する防護水準>

海岸 No.	市町村名	高潮		侵食
		設計高潮位	計画波浪 H_0' (換算沖波)、 T_0' (周期)	
No.22-1~No.22-3	鳴門市	T.P. + 2.42 ~ 3.44m	$H_0' = 1.40\text{m} \sim 8.40\text{m}$ $T_0' = 7.5\text{s} \sim 12.2\text{s}$	現在の汀線維持もしくは必要に応じた汀線の回復
No.22-4~No.30	鳴門市 松茂町 徳島市 小松島市	T.P. + 2.26 ~ 3.44m	$H_0' = 1.60\text{m} \sim 8.60\text{m}$ $T_0' = 6.8\text{s} \sim 12.2\text{s}$	
No.31~No.53	阿南市	T.P. + 1.43 ~ 4.59m	$H_0' = 1.10\text{m} \sim 7.90\text{m}$ $T_0' = 6.9\text{s} \sim 14.9\text{s}$	

(3) 地震・津波

- ・「設計津波（L1 津波）の水位」に対して段階的な対策を行うこととし、まずは、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先に「避難時間の確保」に必要な施設整備を進める。

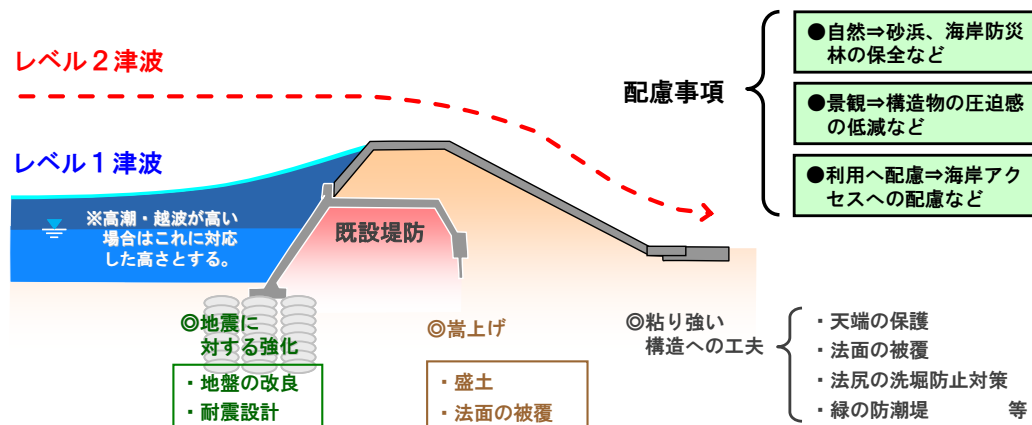


※「避難時間」は、「設計津波（L1 津波）の水位」に対して、地震発生後における行動開始までの時間と避難場所までの移動時間を加味して「35分間」とする。

■コラム ～新しい津波対策の考え方～

- ・今後の津波対策を構築するにあたっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する。
- ・海岸保全施設は、発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）に対して整備する。
- ・発生頻度の高い津波（設計津波：L1 津波）を超える津波に対しても、全壊しにくく、全壊に至る時間を少しでも長く延ばすことが可能な粘り強い構造への工夫を図る。

【津波対策を踏まえた海岸堤防の整備イメージ】



【二つのレベルの津波】

最大クラスの津波（L2 津波）

○津波レベル

- ・発生頻度は極めて低い。発生すれば甚大な被害をもたらす。

○対策の基本的な考え方（減災）

- ・住民等の生命を守ることを最優先とし、住民避難を軸としたソフト・ハードのとりうる手段を尽くした総合的な対策。

○対策内容

- ・率先避難の啓発（津波防災教育、自主防災組織との連携 等）
- ・避難施設（津波避難タワーの整備、津波避難ビルの指定、避難路 等）
- ・津波防護施設の指定（道路嵩上げ 等）

比較的発生頻度の高い津波（L1 津波＝設計津波）

○津波レベル

- ・数十年から百数十年の頻度で発生する。最大クラスの津波に比べて、津波高は低いものの大きな被害をもたらす。

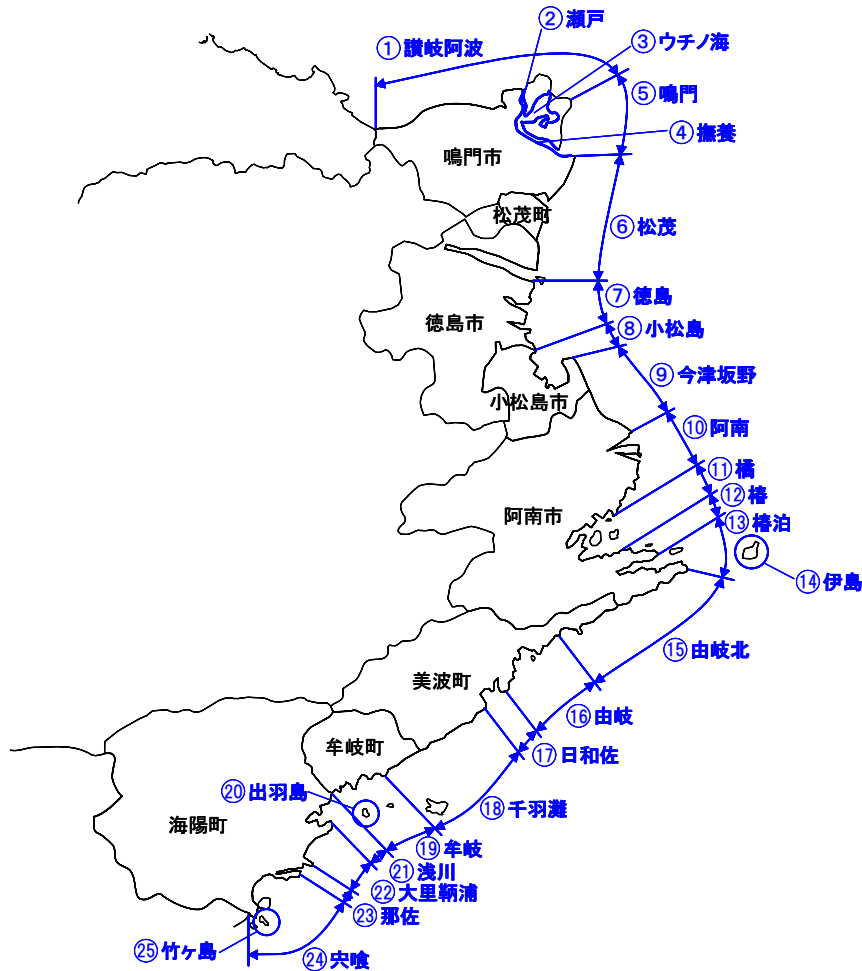
○対策の基本的な考え方（防災）

- ・人命・財産の保護、地域経済の確保の観点から、海岸保全施設等を整備。

○対策内容

- ・施設整備（液状化対策、海岸保全施設整備 等）

<津波に対する防護水準>



単位:m(TP)

地域海岸名	設計津波の水位 ※1	避難時間を確保するための高さ	津波>高潮のチェック ※2	現況堤防高 ※3	最大クラスの津波高 ※4
1 讃岐阿波	2.0	1.1	高潮波浪	1.5~5.4	2.7
2 瀬戸	2.1	1.1	高潮波浪	0.8~4.3	
3 ウチノ海	2.0	1.1	高潮波浪	1.0~3.4	
4 撫養	2.9 (3.1)	1.0	高潮波浪	1.1~4.9	8.2
5 鳴門	2.9	0.9	高潮波浪	3.3~6.7	
6 松茂	3.8	0.9	高潮波浪	4.1~11.3	6
7 徳島	2.9	0.9	高潮波浪	3.7~6.3	6.2
8 小松島	3.6	0.9	高潮波浪	1.7~7.7	5.5
9 今津坂野	4.9	1.7	高潮波浪	3.0~7.9	5.1
10 阿南	4.1	2.8	高潮波浪	4.0~6.1	
11 橋	7.3 (6.5)	3.2	津波	1.9~4.6	11.9
12 橋	5.2	2.8	津波	2.0~3.7	
13 橋泊	4.8 (7.6)	3.5	津波	2.3~8.0	
14 伊島	2.8	2.5	高潮波浪	6.1~9.5	6.2
15 由岐北	5.9	5.6	高潮波浪	3.3~8.7	20.9
16 由岐	6.3 (7.3)	5.3	高潮波浪	2.1~8.1	12.3
17 日和佐	6.0 (5.2)	4.9	高潮波浪	1.3~9.2	9.8
18 千羽灘	4.3	4.0	高潮波浪	2.7~5.7	
19 牟岐	5.9	4.4	高潮波浪	1.7~7.0	13.4
20 出羽島	4.7	3.3	高潮波浪	4.4~7.6	
21 浅川	6.0 (5.0)	4.3	津波	1.2~7.2	10.5
22 大里鞆裏	4.5	4.5	高潮波浪	1.7~10.0	8.1
23 那佐	5.6 (4.3)	3.6	津波・高潮	1.2~5.4	
24 穴喰	10.3 (13.1)	5.7	津波	1.4~8.5	18.4
25 竹ヶ島	8.6	4.2	津波	1.7~9.0	

※1 中央防災会議 2003 モデル(宝永地震タイプ)を対象地震。少数第2位で切り上げて設定。()は地域海岸内に細分して設定した区間の設計津波の水位。

※2 堤防等の計画にあたっては、「高潮・波浪に必要な高さ」と「設計津波の水位」の両方を検討する必要がある。

※3 一つの地域海岸には、複数の海岸保全区域があり、海岸の利用状況や整備水準が異なるため、現況堤防高に幅がある。

※4 H24.10.31「徳島県津波浸水想定」の公表値。

出典：「徳島県設計津波の水位（平成 25 年 3 月）」

3. 海岸環境の整備及び保全に関する事項

< 環境面での基本方針 >

- 最新の知見に基づき、ルイスハンミョウなど貴重な生物をはじめとする様々な生物が生息している良好な海岸環境への影響を可能な限り回避するなど、自然と共生する海岸づくりに努める。

〔 「生物多様性基本法」平成20年6月施行
「生物多様性とくしま戦略」平成25年10月策定 〕

- 瀬戸内海国立公園や室戸阿南海岸国定公園内においては、アカウミガメの産卵地など貴重な動植物の生息地や橘湾一帯の多島海などの自然環境・景観の保全に努める。

- 自然環境の保護や維持を図るため、地域住民や民間団体と連携し、海岸利用者のマナー啓発及び海岸漂着ゴミの清掃活動や外来種の駆除、貴重な生物の保全活動等を促進する。

〔 「海岸漂着物処理促進法 平成21年7月15日施行」
海岸漂着ゴミ等の処理対策を海岸管理者に義務付け 〕

- 市街地付近で減少している干潟・藻場・松林の保全に努めるとともに、水質改善に対する啓発活動を推進する。

4. 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

< 利用面での基本方針 >

- 自然環境や景観、安全性の確保を基本とし、わかりやすいアクセス道路のルートや津波からの避難情報等を表示する案内板を整備することにより、利便性や安全性の向上、さらに海岸部での利便施設づくりに努める。

- 高齢者や障がい者も日常生活の中で海辺に近づくことができるように、アクセス路や利便施設のユニバーサルデザイン化に努める。

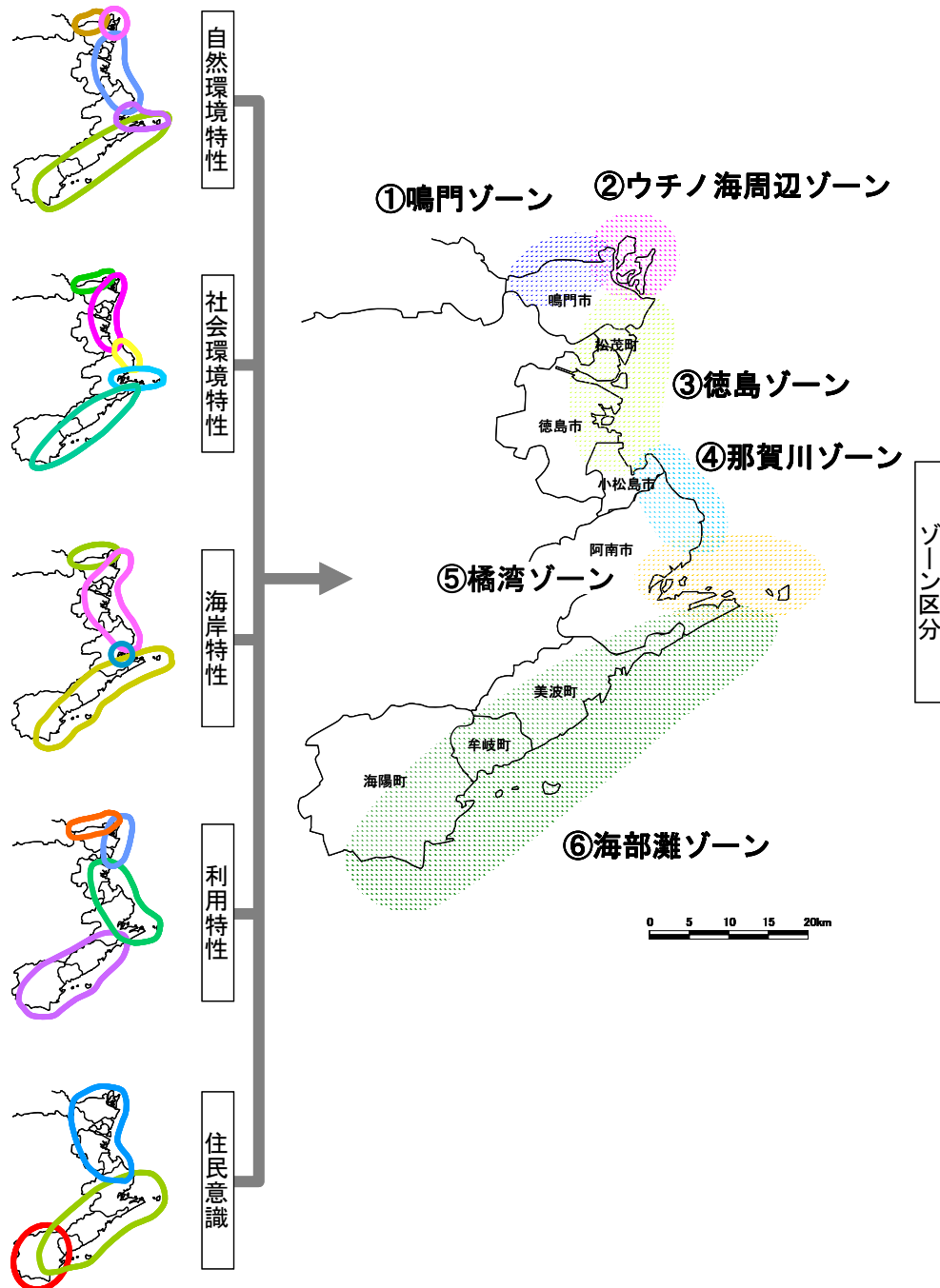
- 市街地からのアクセスの向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

- 観光や港湾、漁港を中心とした産業の振興、さらに市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用を促進する。

5. ゾーン区分及びゾーン毎の基本方針

徳島県では、自然環境特性、社会環境特性、海岸特性、利用特性及び住民意識の5つの特性を総合的な観点から整合を図り、徳島県沿岸地域の環境ゾーンを設定している。

この中で、紀伊水道西沿岸は、ウチノ海周辺ゾーン、徳島ゾーン、那賀川ゾーン及び橘湾ゾーンの4つのゾーンに位置づけている。次頁に各ゾーンの基本方針を示す。



②ウチノ海周辺ゾーン

ゾーンの基本方針

漁業・観光振興への配慮とウチノ海的环境保全

【防護の方針】

- 小鳴門海峡における津波・高潮対策に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 海峡独特の海岸景観の保全に努める。
- 小鳴門海峡を中心に広がる藻場の保全に努める。

【利用の方針】

- 水産物流通上の地理的な有利性を活かした漁業振興や観光産業振興への配慮に努める。
- 海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。

③徳島ゾーン

ゾーンの基本方針

市街地の安全性の向上と減少している良好な自然環境の保全・再生

【防護の方針】

- 特に、背後に市街地が広がっているため、防護の充実に努める。
- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 沿岸域において減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境の保全に努める。
- 沿岸海域の水質改善に対する啓発に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 市街地からのアクセスや利便性の向上に配慮するとともに、海辺における既存のレクリエーション機能の充実に努める。
- 市街化に伴う貴重なオープンスペースとしての活用に努める。

④那賀川ゾーン

ゾーンの基本方針

砂浜の再生と海岸へのアクセスの改善

【防護の方針】

- 著しく侵食を受けている海岸については、養浜等により、砂浜の保全・回復に努める。
- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。

【環境の方針】

- 減少している干潟や藻場の保全に努める。
- 甲殻類・貝類等の生息環境の保全に努める。
- 海岸背後における松林などの海岸景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 海岸へのアクセスの改善と海岸利用に配慮した施設整備に努める。
- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。

⑤橋湾ゾーン

ゾーンの基本方針

津波対策と多島海の自然環境の保全及び生活環境の整備

【防護の方針】

- 津波に対しては、住民や海岸利用者の生命を守ることを最優先とし、ハード・ソフト両面から防災対策を推進する。特に、危険度の高い湾の最奥地区では、避難体制の強化に努める。
- 貴重な砂浜の保全に努める。

【環境の方針】

- 減少傾向にある藻場や干潟の保全に努める。
- 甲殻類や貝類等の生息環境及び多島海などの自然景観の保全に努める。

【利用の方針】

- 漁業活動や地元住民の日常的な利用に配慮した施設整備に努める。
- 海岸へのアクセスの改善に努める。